

# ひょうご仕事と生活の調和 推進企業宣言

## 宣言企業募集中！

### ひょうご仕事と生活の調和推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス:WLB)推進を  
宣言して、よりよい会社・職場づくりを目指しましょう！

WORK  
LIFE  
BALANCE



公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

# ひょうご仕事と生活センター

あなたの会社の

## ワーク・ライフ・バランスを応援します！

ひょうご仕事と生活センターは「仕事と生活のバランス」の取り組みを全県的に推進する拠点として、県内企業・団体のワーク・ライフ・バランスの実現推進のため、さまざまな事業を実施しています。

### WLB (ワーク・ライフ・バランス)とは

仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、その一方で、子育てや介護、家庭や地域での生活、自己啓発などといった個々の私生活も充実させるという考え方です。「仕事」と「生活」の「調和」を図り、豊かで充実した人生を送るための必須条件です。



### センターの主な事業

#### ワンストップ相談

ワーク・ライフ・バランスに関する相談や質問を受け付けています。(面談、電話、メールにて対応)

#### コーディネーター、コンサルタントの派遣

コーディネーターやコンサルタントが企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランス推進に必要な専門家の派遣など最適なサポートを提案します。

#### 研修・実践支援の実施

相談に応じワーク・ライフ・バランス実現に向けた研修や担当者への実践的なアドバイスを実施します。

#### 健康管理相談

従業員の健康に配慮した具体的な取組や対策について、企業のご相談に応じます。

#### 中小企業従業員意識調査

従業員の今の職場についての意識をアンケートにより数値化し、優先的に取り組むべき課題などを把握することができます。

#### ワーク・ライフ・バランスWEB 自己診断

あなたの会社のワーク・ライフ・バランス実現度合を確認することができるWeb上での診断システムです。

企業助成金については裏面をご覧ください

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター1F

<https://www.hyogo-wlb.jp/>

TEL 078-381-5277

FAX 078-381-5288

E-mail [info@hyogo-wlb.jp](mailto:info@hyogo-wlb.jp)

開館 月～金曜 9:00～17:00

(祝休日、年末・年始を除く)



携帯、タブレットから  
アクセスできます

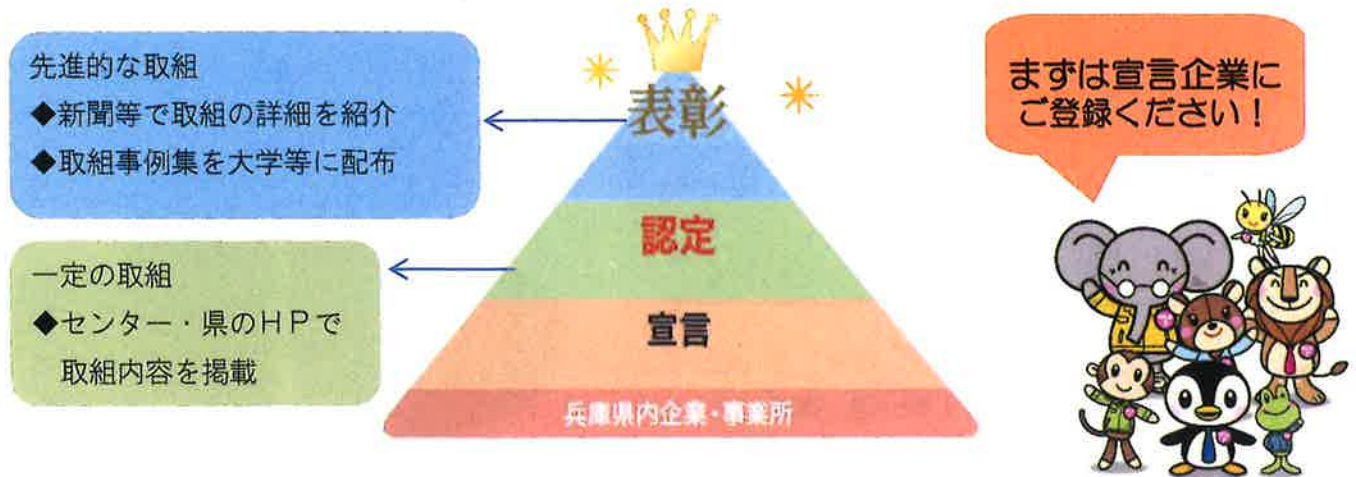
阪神事務所 尼崎市昭和通 2-6-68  
姫路事務所 姫路市北条 1-98

尼崎市中小企業センタービル 6階  
兵庫県立姫路労働会館 1階

TEL 06-6481-1888  
TEL 079-288-2603

## ＊ WLB「宣言→認定→表彰」制度 ＊

WLBに取り組む兵庫県内の企業・団体の皆様に登録いただく「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」制度を実施しています。また、宣言企業の中で、一定の成果を収めている企業・団体を「認定」します。さらに、認定企業・団体のうち、特に取組が優れている企業・団体を「表彰」します。



## ＊ ワーク・ライフ・バランス 助成金 ＊

いずれの助成金も、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」への事前登録が要件です。

	中小企業育児・介護等 離職者雇用助成金	中小企業育児・介護 代替要員確保支援助成金	仕事と生活の調和推進 環境整備支援助成金
<b>事業主規模</b>	企業全体の従業員が300人以下		
	申請に係る事業所の従業員が20人以下 (会社法で定義する株式会社等は100人以下)		—
<b>支給対象</b>	過去に企業等を結婚、妊娠、出産、育児、配偶者の転勤、介護により離職した方を新たに雇用	従業員の ①育児・介護休業 又は ②育児・介護短時間勤務に対し、代替要員を新たに雇用	女性や高齢者の職域拡大や多様で柔軟な働き方を促進することを目的として、職場環境（ハード）整備を行う
<b>支給額</b>	正社員：50万円 短時間勤務正社員：40万円※ 非正社員(フルタイム勤務)：20万円※ 非正社員(フルタイム勤務以外)：10万円 <b>ただし社会保険被保険者に限る</b> ※国の両立支援等助成金の受給対象は差額支給	①休業コース 代替要員の賃金の1/2 ※上限額：月10万円、総額100万円 ②短時間勤務コース 勤務時間短縮分の代替要員の賃金の1/2 ※上限額 育児理由：月2万5千円、子が小学3年生まで 介護理由：月10万円、総額100万円	対象経費の1/2（上限200万円） ◇対象事業例 ・女性(男性)や高齢者の職域拡大 →専用更衣室、高齢者のための手すり設置等 ・多様な働き方導入 →在宅勤務システム、託児スペース等 ・その他の職場環境改善 →職場コミュニケーション活性化のための休憩室

支給要件等、詳細はひょうご仕事と生活センターのホームページをご確認ください。

